

船舶インシデント調査報告書

平成30年6月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年1月28日 11時30分ごろ
発生場所	鹿児島県南大隅町佐多岬南方沖 佐多岬灯台から真方位186° 4.8海里付近 (概位 北緯30° 54.7′ 東経130° 39.0′)
インシデントの概要	遊漁船あき丸は、漂流中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年1月29日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 あき丸、7.3トン KG2-7005（漁船登録番号）、個人所有 第292-44671号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風速 約3m/s、視界 良好 海象：波高 約1.0～1.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、佐多岬南方沖の釣り場で漂流中、船長が釣り場を移動する目的で主機の始動操作を行ったが、セルモータが動かなかった。</p> <p>船長は、電気系統のトラブルと思い、運航不能と判断して海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇によって鹿児島県指宿市山川漁港にえい航された。</p> <p>本船は、機関整備業者がセルモータを点検したところ、セルモータ内の電路が経年劣化により断線していることが確認され、後にセルモータが換装された。</p>
分析	本船は、佐多岬南方沖で漂流中、船長が釣り場を移動する目的で主機を始動しようとした際、セルモータ内の電路が経年劣化により断線していたことから、主機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、佐多岬南方沖で漂流中、船長が釣り場を移動する目的で主機を始動しようとした際、セルモータ内の電路が経年劣化により断線していたため、主機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・セルモータは、定期的に点検整備を行い、使用年数等を考慮して新替えすることが望ましい。